

第5回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成18年1月26日(木) 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

石井精二, 落合俊和, 窪田正彦, 田川安浩, 中西賢一, 本田貞勝, 安永武央, 山口康子, 山中英子, 山中恵子(五十音順, 敬称略)

(庶務)

総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所長あいさつ

(3) 委員長代理あいさつ

(4) 委員の紹介

(5) 委員長の選出

委員長に窪田委員(長崎家庭裁判所長)を選出した。

(出された意見の要旨 以下, 発言者は, ◎:委員長, ○:委員, ◇:庶務等で略記する。)

○ 全国的に見ると, 家庭裁判所の所長が委員長になっているケースが多い。それにはそれなりの合理的な理由があると思われるが, 中には市民代表が委員長となっている委員会も複数ある。市民に開かれた裁判所の実現や, 市民の司法参加の促進といったこの委員会が発足した趣旨や目的を考えれば, 民間の非法曹関係者が委員長になるのがよいのではないかと考える。

○ できれば長崎家庭裁判所長の窪田委員に委員長になってもらうのがよいと考える。その理由は三つある。一つ目は, 窪田委員は長崎家庭裁判所長として委員会の事務を統括する立場にあり, 裁判所の細かな実情についてもよく知っていることから, 会議を最もスムーズに進められるのではないかとということ。二つ目は, 委員会の事務局を務める職員との関係においても, 円滑かつ緊密な連絡がとれることから, 委員会の運営がスムーズに行われるということ。三つ目は, 前回も長崎家庭裁判所長が委員長を務めていたが, 会議の進行がスムーズに行われ, 実のある委員会であったことから, 今回も同様にスムーズな進行を行ってもらえるのではないかとということである。

○ 前回, 長崎家庭裁判所長を委員長に選出した際, 家庭裁判所に対する意見を受ける立場の方が委員長を務めてよいのかという素朴な疑問を持っていた。しかし, 実際のところ, 委員長は公平中立な立場に立って, 会議をスムーズに進めていたし, 何の不都合も生じなかった。○○委員の意見に賛同する部分もあるが, 逆に, 非法曹関係者が委員長とならない方が, 非

法曹関係者の発言機会も多くなり、意見がより反映されるのではないか。

(6) 委員長代理の指名

委員長は、委員長に事故があるときの代理者に山口委員を指名した。

(7) 報告

庶務から、第4回長崎家庭裁判所委員会において提言のあった玄関先の喫煙場所の変更等について報告した。

(8) 協議

高齢化社会と家庭裁判所の役割について

原首席家庭裁判所調査官が、成年後見制度について説明した後、意見交換が行われた。

(出された意見の要旨)

○ 用語の問題ではあるが、「高齢化社会」ではなく「高齢社会」とすべきではないか。WHOの定義でも、高齢者率が7パーセントを超えた場合が「高齢化社会」であって、更に14パーセントを超えると「高齢社会」になるとなっており、日本の場合は、ずいぶん前に14パーセントを超えているわけであるから、協議テーマも「高齢社会と家庭裁判所の役割について」とすべきである。

○ 成年後見制度が普及しない理由の一つとして、申立権者の問題があると考えられる。申立てには費用がかかるため、身内の中には、申立人として申立書に印鑑は押すが、申立費用は出せないという人がいる。申立費用は申立人が負担するという原則があり、その例外として、申立てと同時に申立費用は本人の資産から支弁するよう家庭裁判所に上申することができるが、市町村長申立ての場合は別として、資力が乏しいといっても身内がいる場合は、なかなか認められていないというのが実情である。

また、成年後見制度が、どのような場合においても成年後見人を選任しなければならないものとしたら、制度がガチガチになってうまく動かなくなってしまうと思う。例えば、厚生労働省の通達だったと思うが、知的障害者に対する支援制度や高齢者に対する介護保険制度については、正式な成年後見人でなくても介護事業者等が本人に代わって契約を締結することができるようになってきているが、これらの場合についても成年後見人を選任しなければならないとすれば、とても回っていかないのではないかとというのが実感である。本人の利益になるような契約であれば、正式な成年後見人を選任しなくてもよいのではないかと考える。

◇ 申立費用について説明すると、後見開始、補佐開始、補助開始のいずれの申立てをする場合も、申立手数料として収入印紙が800円、登記費用として登記印紙が4,000円それぞれ必要となる。これに加えて、郵便切手が、後見開始の場合は2,500円程度、補佐開始及び補助開始の場合は4,000円程度必要となる。また、後見開始及び補佐開始の場合は、原則として鑑定を行うので、鑑定費用として8万円程度が必要となる。

○ 申立書の記載例を見ると、本人に代わって家族が申立てをしているが、申立てをして成年後見人に選任されなければ、家族は後見人としての役割を果たすことができないということなのか。

○ 家族が本人の身の回りの世話をすることと、本人に代わって契約を締結するという

のは意味が違う。家族が本人に代わって勝手に契約を締結すると、後でその契約が無効になる可能性がある。したがって、代理する権限のある人を決めておかないと、契約を締結することができないということである。

- ◎ 成年後見制度というのは、そもそも被後見人を保護するためのものであり、被後見人が変な取引行為に巻き込まれることを避けるためのものである。
- 申立人になることができる者として、「本人、本人の配偶者、四親等内の親族など」と記載されているが、例えば、民生委員が申立人になることはできないのか。また、一人暮らしで身内がないような人が、何らかの被害に遭いそうだという場合は、誰が、どのような方法で申し立てることができるのか。
- 民生委員の場合は、申立人ではなく、市町村等に対する情報提供者となる場合が多い。民生委員が市町村等に情報を提供することによって動き出し、それから申立権者を捜し出すことになる。市町村長申立てをする場合でも、ある程度は申立権者を捜し出しているようである。ただし、市町村長申立ての場合は、あらかじめその費用を予算化しておかなければならず、全ての市町村で予算化しているかどうかは不明であるので、民生委員がそのような情報に接した場合は、弁護士会、司法書士会又はリーガルサポートに相談を持ちかけてもらっているというのが実情である。
- 成年後見制度が国民に認知されるためには、どのような広報活動を行わなければならないのかという問題がある。市町村の担当部局の者は、当然ながらそのような制度があることは知っていると思うが、裁判所として、民生委員や自治会長等に対して成年後見制度に対する広報活動をどのようにやっているかを知りたい。
- ◇ 裁判所における広報活動としては、主としてリーフレットの配布と各種研修会等への講師の派遣がある。リーフレットについては、毎年、県や市町村、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会等に配布している。また、講師の派遣については、去年4月に長崎市中央公民館主催の公民館講座に講師を派遣し、同年10月に同じく公民館講座の一環として当庁会議室において裁判官による講義を行った。去年8月には、長崎県社会福祉士会主催の福祉関係者のための成年後見活用講座にも講師を派遣した。3月3日には、地域包括支援センター担当職員に対して成年後見制度の説明会をする予定にしている。これ以外にも、成年後見制度が開始された平成12年以降、精神保健指定医に対する研修会、市町村の犯歴事務担当者に対する研修会、居宅介護支援事業所の職員に対する研修会、長崎市在宅介護支援センターの職員に対する研修会、長崎県社会福祉士会主催のソーシャルワーカーを対象とした会議に、それぞれ講師を派遣して成年後見制度についての説明を行っている。
- 裁判員制度についての広報は、最高裁判所を含めて大変熱心にやっており、国民の理解も相当深まっていると思う。これに対して、成年後見制度に関しては、制度が開始されてから相当年数が経っているにもかかわらず国民の理解が不足していると思われる。その原因は、広報活動不足ではないかと考える。先程説明があったように基本的には関係機関に対する周知を行っているようだが、一般の国民に対する広報活動が十分ではなく、その結果として、その種の事件やトラブルが発生しているのではないかという気がしている。成年後見制度に

関しては、裁判員制度に関して開催したフォーラムのような類のものは全く行われていないので、周知度が低いのではないかと感じている。ただし、予算なしに広報活動を行うのは難しいので、成年後見制度についても、もっと国民に周知すべきであるというのであれば、まず国が予算を付けることから始めなければ、おそらくうまく動かないと思う。もちろん裁判員制度のように全県でフォーラムを開催するというのは困難だと思うので、せめて九州ブロック、四国ブロック、中国ブロックといった形で全国的に広報活動を展開する必要があるのではないかと考える。長崎だけで予算を取ることができるのであれば、フォーラムを開催したり、テレビや新聞に広告を出すなどの方法を採用することができると思う。

- 成年後見制度に関する広報活動が必要であるということについては、全く異論はない。そういった意味では、裁判所、弁護士会及び関係機関等がもっと努力する必要があるのではないかと考える。しかし、私としては、この問題は、基本的には民生問題だと思っている。成年後見制度は、市民が被害に遭わないための一つの道具なのだから、その広報責任は、まず第一に行政にあるのではないかと考える。したがって、市や県がそのための予算を確保し、費用をつぎ込んでもっと積極的に広報する方が効果として期待できるのではないかと考える。
- この種の制度は、とかく面倒でトラブルも発生するから、できることなら関わりたくないというのが実情だと思う。しかし、その結果として、いろんな悪質な業者がいて、高齢者が事件に巻き込まれたり、被害に遭っている。どちらかと言うと、事件や被害が先行し、そのために成年後見制度に関する広報活動を行わなければならないという事態に陥っているのではないかと考える。県内の市町村の現況を見ると、特に郡部の市町村の職員については、どこまで成年後見制度について理解しているのであろうかという気がしている。
- 成年後見制度に関する広報の一つの手段として、相談会の開催が考えられる。リーガルサポートが主催する相談会には、弁護士会や長崎市の高齢者すこやか支援課もメンバーに加わっており、新聞社に記事の掲載を依頼するなど広報活動もかなり派手にやっている。
- 裁判員制度に関する広報活動がそうであったように、成年後見制度に関しても、裁判所の方で広報活動をする場合、人手の問題や勤務時間の制限という大変難しい問題があると思われる。

(9) 次回のテーマ

- ◎ 次回の議題については、次回期日前にこちらから照会するので、その際に連絡していただきたい。

(10) 次回の予定

ア 日程

平成18年9月21日（木）午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(11) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成18年1月26日現在

長崎県弁護士会所属弁護士	石 井 精 二
長崎地方検察庁検事正	落 合 俊 和
長崎家庭裁判所長	窪 田 正 彦
長崎県精神科病院協会会長	
医療法人友愛会院長	田 川 安 浩
長崎市市民生活部理事兼西浦上支所長	中 西 賢 一
長崎新聞社取締役論説委員長	本 田 貞 勝
長崎家庭裁判所裁判官	安 永 武 央
長崎純心大学人文学部大学院教授	山 口 康 子
社団法人成年後見センター・ リーガルサポート長崎支部会員	
長崎県司法書士会所属司法書士	山 中 英 子
長崎県男女共同参画推進センター長	山 中 恵 子